

意見のある人は、総覧期間
意見書の提出 变更案について
総覧場所 都市計画課
期間 1月5日(月)～19日(月)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分

④2824) 問い合わせ 都市計画課(☎ 8305) 中に意見書を提出することができます。意見書は総覧場所に備え付けの物、または必要事項(氏名・住所・利害関係・意見の要旨)を記入した物を直接または郵送で、総覧場所に提出してください。

都市計画道路の変更案の総覧

都市計画道路(3・4・7号森本郷線)の変更案の総覧を行います。

期間 1月5日(月)～19日(月)(土・日曜日、祝日を除く)午前8時30分～午後5時15分



清掃センターへのごみの受け入れの停止

清掃センターでは、設備の大規模改修工事を実施するため、下記の期間、自己搬入によるごみの受け入れを停止します。これに伴い、2月の祝日のごみの受け入れおよび粗大ごみの有料回収は実施しません。

期間 1月31日(土)～3月1日(日) 問い合わせ 清掃センター(☎ 8305)



登録型本人通知制度

住民票の写しや戸籍謄本などを本人の代理人や第三者の請求により交付した場合に、交付の事実を本人へ通知する制度です。この制度の利用によって不正取得の早期発見、不正請求の防止につながります。制度の利用には事前登録が必要です。

申請窓口 市役所市民課・鬼石総合支所鬼石振興課

登録できる人 本市の住民票または戸籍に記載されている人(除かれた人を含む)

登録に必要な物

▷本人通知制度事前登録申込書(申請窓口に用意してあるほか、市ホームページからもダウンロードできます)

▷マイナンバーカードや運転免許証などの本人確認書類

▷代理人が申請する場合、委任状および代理人の本人確認書類

※郵送でも申請できます

登録の有効期限 無期限

通知の対象となる証明書

- ▷住民票(除票含む)の写し
- ▷住民票記載事項証明書
- ▷戸籍の附票(除附票含む)の写し
- ▷戸籍(除籍、改製原戸籍含む)謄抄本

通知の内容

- ▷証明書の交付年月日
- ▷交付した証明書の種類および通数
- ▷交付請求者の種別(代理人または第三者)

登録事項の変更・廃止 住所・氏名に変更が生じた時またはこの制度の利用を廃止とする時は、本人通知制度事前登録(変更・廃止)届出書を提出する必要があります

問い合わせ 市民課(☎ 402256)

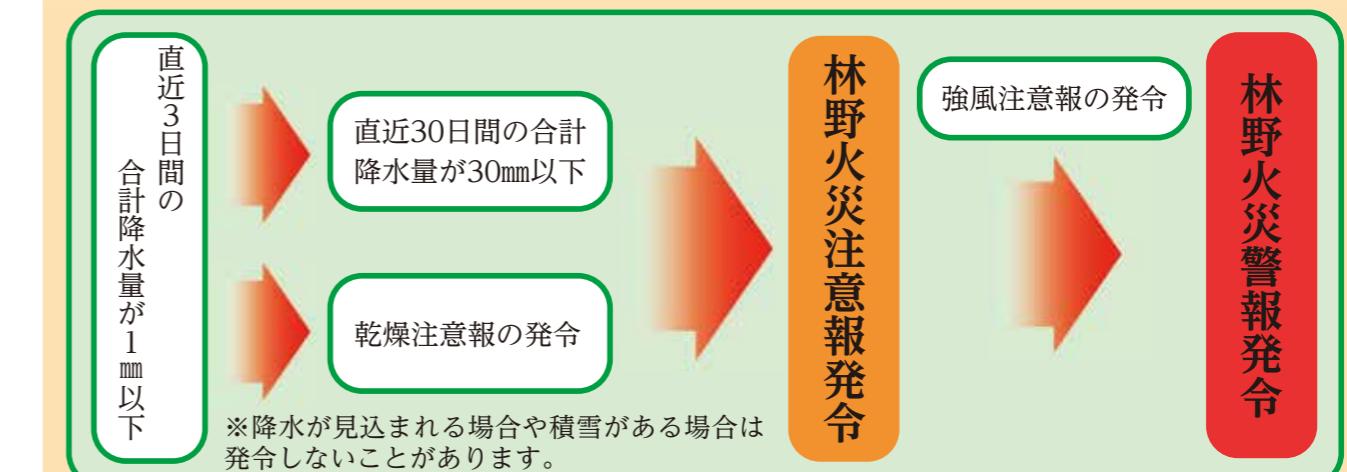


問い合わせ 多野藤岡広域消防本部(☎ 1306)・地域安全課(☎ 7444)

冬から春にかけて乾燥や強風により山や草地で火災が発生しやすくなります。岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を受け、林野火災の予防上注意が必要な気象状況になった際には、「林野火災注意報」を発令し、多野藤岡広域市町村圏振興整備組合火災予防条例に定める火の使用制限について努力義務が課されます。さらに、林野火災の予防上危険な気象状況になった際には、「林野火災警報」を発令し、同条例に定める火の使用制限について義務が課されます。

また、注意報や警報の発令にかかわらず、たき火をする際は、消防署へ「火災と紛らわしい行為の届け出」が必要になることが明確化されました。

発令基準について



発令時の火の使用制限

多野藤岡広域市町村圏振興整備組合火災予防条例第29条により、以下の「火の使用制限」がかかります

- ①山林、原野等で火入れをしないこと
- ②煙火(花火など)を消費しないこと
- ③屋外で火遊び、たき火をしないこと
- ④屋外で引火性、爆発性のある物品その他可燃物の付近で喫煙をしないこと
- ⑤山林、原野などの場所で喫煙をしないこと
- ⑥残火(たばこの吸い殻を含む)、取灰、火粉を始末すること

制限に従わないと…

林野火災注意報は警報発令時の前段階に位置付けられ、罰則を伴わない努力義務です。一方林野火災警報については「火の使用制限」に違反した人に対して30万円以下の罰金または拘留に処することが消防法で定められています。

情報の入手方法

林野火災注意報・林野火災警報が発令された場合は、多野藤岡広域消防本部のホームページやほかとメール、消防車両の巡回などで周知および広報を行います。



多野藤岡
広域消防本部
ホームページ